

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、  
(当たる翌日)

## 鳥取県規則第五十六号

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程（昭和二十八年二月鳥取県規則

### 第十一号）

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第十号）

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第十号）

- ◆規則 鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規則
- ◆告示 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- ◆ 土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 鳥取県告示第五百五十三号

福井土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月九日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百五十四号  
昭和四十年三月十八日付けで西伯郡大山町から申請のあつた土地改良（欠田農道橋）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 大山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十七号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（宮橋農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に

鳥取県告示第五百五十六号

昭和四十年九月一日付けで八頭郡郡家町から申請のあつた土地改良（福

本農道橋改良）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十九号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（宮橋農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

基づき、福井土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

**鳥取県告示第五百五十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、庄内村古御堂土地改良区の解散について、昭和四十年十一月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十一月九日

鳥取県告示第五百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十一月九日

登録番号	肥料の名称	保証 (パーセント) 全量 素りん酸 全量 全量 里	生産業者の住所及び氏名
第二〇六号	五・二 なたね油かす	五・一 保証 (パーセント) 全量 素りん酸 全量 全量 里	米子市上後藤三四三
五・三	五・二 二二・二 一・三	五・二 二二・二 一・三	西伯郡伯仙町字泉四六八
五・三二・〇	平 尾 武 義	五・二 二二・二 一・三	渡辺 岩 男

鳥取県告示第五百六十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
昭和四十年十一月九日

第三〇八号	五・三	五・三二・三 一・三	東伯郡北条町弓原三七五
第三一五号	五・六	五・六二・三 一・二	"
第三一六号	五・〇	五・〇二・〇 一・〇	西伯郡西伯町字法勝寺五 有限会社協和製油 飯田 卷藏
第三一〇号	五・五 なたね油かす	五・五二・三 一・三	鳥取市吉方町三二二 前田好雄
第三四一號	五・五 なたね油かす	五・五二・三 一・三	中野嘉視
第三一一号	北条 複合肥料	く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里 九・七	東伯郡北条町弓原三四七 の六 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄
"	"	"	"

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗



三 米子市水道事業

勤務箇所	米子市水道局	管理者	労働組合法第二条第一号に規定する者
局長	課(所)長	人事及び経理担当の係の長	
労働関係に関する事務担当の職員			

正 誤

昭和四十年十月三十日付け鳥取県規則第五十二号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段行

正

一上 終りから二

る流水占用料 同年九月分以前における流水の占用

る流水の占用 同年九月分以前における流水占用料